

尾瀬ガイド協会規約

(名称)

第1条 本会は、名称を「尾瀬ガイド協会」（以下「協会」とする）とする。

(目的)

第2条 協会は、尾瀬国立公園の自然保護と適正利用をはかりながら、環境教育とエコツーリズムを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 認定ガイド制度の検討、決定、運営
- (2) ガイドの認定にかかる事業
- (3) 認定ガイド制度の広報にかかる事業
- (4) その他認定ガイド制度の推進に必要な事業

(支部、構成団体)

第4条 協会は、福島県、群馬県、新潟県に支部を設置する。

- 1 支部を構成する団体は、次の各号に該当するものでなければならない
 - (1) 会員3名以上（休会中の者を含む）で構成すること
 - (2) 協会からの事務連絡を所属会員に伝達できること
 - (3) 年会費の徴収を代行できること
- 2 団体は、構成要件である3名以上の会員を欠く場合は、速やかに会員を受け入れ構成要件を満たさなければならない。ただし、1年以上にわたって構成要件を満たすことのできない団体は、他団体との合併または尾瀬ガイド協会構成団体からの退会を求めるものとする。
- 3 新たに団体を設立する場合は、第2項各号に該当する上、支部総会で承認を得なければならない。

(会員)

第5条 協会は、認定されたガイドを会員とする。

- 1 会員は、年会費を納めなければならない。
- 2 会員は、いずれかの構成団体に所属した上で、その団体が属する支部に所属しなければならない。
- 3 会員が正当な理由をもって休会しようとする場合は、次の各号による。
 - (1) 前年度末までに所属団体を通じて認定証を添えて所定の休会届を所属団体経由で協会の事務局に提出する。年度途中で届け出を提出した場合も、翌年度から休会となる。
 - (2) 休会の期間は、3年を上限とした認定期間内とする。
 - (3) 出産育児介護等、休会理由を理事会が認めた場合に限り、認定期間を過ぎた後も特別休会として最大3年まで休会を認める。特別休会は、休会理由を記載した特別休会届を1年毎に所属団体経由で協会の事務局に提出する。
 - (4) 休会者については、年会費の納入を免除する。ただし、年度途中で休会届を提出した場合で当該年度の年会費が未納の場合は速やかに納入しなければならない。また、納入済みの場合、納入した年会費は返還しない。
 - (5) 休会期間があっても認定期間は延長しない。
- 4 休会した会員の復会については、次の各号による。
 - (1) 認定期間内の場合は、所定の復会届を所属団体経由で協会の事務局に提出する。この場合は、復会した年度から年会費を納入しなければならない。
 - (2) 特別休会から復会する場合、直近3年間で更新条件を満たしたうえで所定の復会届を所属団体経由で協会の事務局に提出する。この場合、復会した年度から年会費を納入しなければならない。
 - (3) 特別休会から復会した認定期間は、前回の認定期間から3年とする。

- (4) 特別休会から復会した会員が次回更新する場合は、復会に要した条件以外に更新要件を満たしたうえ、事務手数料を納めなければならない。
- (5) 休会期間中は、更新または復会のため、支部研修及び本部の開催する更新講習を有料で受講することができる。
- 5 会員は、退会する場合は、所定の退会届を所属団体経由で協会の事務局に提出するとともに、認定証を返納しなければならない。年会費納入後にその年度途中で退会した場合、年会費は返還しない。
 - 6 会員は、氏名、住所、連絡先に変更があった場合は、速やかに所定の個人情報変更届によってその事実を協会の事務局に通知しなければならない。
 - 7 会員は、所属団体を異動する場合は速やかに所定の所属団体異動届によってその事実を協会の事務局に通知しなければならない。
 - 8 婚姻、養子縁組その他の事由により改姓する前の氏（以下「旧姓」という。）の取扱いについては、次の各号による
 - (1) 会員は、旧姓を使用する場合は、所定の旧姓使用届を協会の事務局に通知しなければならない。
 - (2) 会員は、旧姓の使用を中止する場合は、所定の旧姓使用中止届を協会事務局に通知しなければならない。
 - 9 会員は、汚損又は紛失等により認定証の再発行が必要となった場合は、所定のガイド認定証再発行申請書に顔写真及び別に定める再発行手数料を添えて協会の事務局に提出するものとする。
 - 10 会員に尾瀬認定ガイド制度の信用を失墜させるような言動が認められた場合、ならびに3年以上会費の未納があった場合は、理事会で審議の上、処分するものとする。
 - 11 会員は、3年毎に認定資格の更新を必要とする。
 - 12 第10項の処分にあたり、別に罰則を定めることができる。

(役員)

第6条 協会には、以下の役員を置くことができる。

- (1) 理事 28名以内
 - (2) 監事 2名以内
 - (3) 顧問 若干名
- 1 理事は、協会の運営について検討し、別表に掲げる者をもってあてる。
 - 2 理事の中から互選により会長を1名、副会長を2名、専務理事を1名置く。
 - 3 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
 - 5 専務理事は、事務を総括する。
 - 6 監事は、会計を監査し、別表に掲げる者をもってあてる。
 - 7 顧問は、協会の事業の遂行について会長に助言し、別表に掲げる者をもってあてる。
 - 8 役員に欠員が生じたときは、その後任者をもってあてる。

(任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 1 補欠された役員任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。
- 2 役員は、辞任または任期満了した場合でも、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(理事会)

第8条 理事会は、理事、監事および顧問をもって構成する。

- 1 理事会は、会長が招集し、議長は会長があたる。
- 2 会長は、専門的知見等を有する者の意見を聴取する事が必要であると認める場合、理事会に

構成員以外の者を出席させることができる。

3 理事会は第3条各号に規定された事業を行うため、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、予算および決算に関する事項
- (2) 組織および協会の運営に関する事項
- (3) 事業の執行に関する事項
- (4) その他協会の運営に必要な事項

4 理事会の議事は、出席者のうち、理事の合計における過半数をもって決するものとする。

(書面表決等)

第9条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。

1 会長は、軽易な事項等については、理事に対し、書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決を求め、その表決をもって理事会の議決に代えることができる。

(委員会等)

第10条 協会は、第3条の事業を遂行するため、尾瀬ガイド協会運営細則に基づき、委員会を置くことができる。

- 1 委員会の委員は、会員のほか、専門的知見等を有する者で構成する。
- 2 委員会は、委員会で検討した内容について理事会に報告しなければならない。

(協会の所在地)

第11条 協会の所在地は、事務局受託者の所在地に置く。

(雑則)

第12条 この規約に規定する事項のほか、協会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、平成20年5月20日から施行する。

この規約は、平成21年4月23日から施行する。

この規約は、平成22年4月26日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年12月10日から施行する。

この規約は、平成25年8月21日から施行する。

この規約は、平成25年11月27日から施行する。

この規約は、平成27年1月19日から施行する。

この規約は、平成27年4月28日から施行する。

この規約は、平成30年1月31日から施行する。

この規約は、平成30年5月15日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年1月26日から施行する。

この規約は、令和3年12月17日から施行する。

この規約は、令和6年12月13日から施行する。

(別表)

尾瀬ガイド協会役員構成員一覧

役員	所属名・役職名
理事 28名以内	尾瀬ガイド協会群馬支部 支部長・副支部長を含め11名以内
	尾瀬ガイド協会福島支部 支部長・副支部長を含め6名以内
	尾瀬ガイド協会新潟支部 支部長・副支部長を含め3名以内
	外部有識者 2名以内
監事 2名以内	南会津町観光物産協会館岩支部長
	尾瀬檜枝岐温泉観光協会副会長
	一般社団法人片品村観光協会事務局長
	みなかみ町観光協会事務局長
	一般社団法人魚沼市観光協会事務局長
	公益財団法人尾瀬保護財団事務局長
顧問 若干名	南会津町 環境水道課長
	檜枝岐村 観光課長
	片品村 むらづくり観光課長
	みなかみ町 観光商工課長
	魚沼市 観光課長
	一般社団法人日本旅行業協会ツアー登山担当者